

平成 23 年 8 月 18 日

各 位

会 社 名 あかつきフィナンシャルグループ株式会社
代表者名 代表取締役社長 工 藤 英 人
(コード 8737 大証第2部)
問合せ先 執行役員管理本部長兼総合企画室長兼財務経理部長 川中 雅浩
(TEL 03-6821-0606)

第三者割当による無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 8 月 18 日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当により発行される第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」といいます。）の募集を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 発行の概要

(1) 発 行 期 日	平成 23 年 9 月 5 日
(2) 新株予約権の総数	1,021 個
(3) 社債及び新株予約権の発行価額	各本社債の発行価額は金 25,000,000 円及び金 21,000,000 円の 2 種（額面 100 円につき金 100 円）とし、各本新株予約権の発行価額は無償とする。
(4) 当該発行による潜在株式数	18,563,636 株
(5) 調達資金の額	1,021,000,000 円
(6) 行使価額（又は転換価額）	本新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき 1 株あたりの額（以下「転換価額」という。）は、当初 55 円とする。なお、転換価額の修正は行われない。
(7) 募集又は割当方法（割当先）	第三者割当による方法とし、割当先は以下のとおりとする。 マネックスグループ株式会社 500,000,000 円 株式会社アエリア 500,000,000 円 Bendigo Holdings IV LLC 21,000,000 円
(8) 発行条件	本新株予約権付社債の詳細については、第 11 項の発行要項に記載のとおりとする。
(9) そ の 他	上記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生を条件とする。

2. 募集の目的及び理由

(1) 募集の目的

当社グループにおきましては、平成 20 年 3 月期より抜本的な組織・事業の再編に着手し、不採算事業からの撤退や不採算子会社の整理、遊休資産や低収益資産の売却などを進め、グループの再構築を図ってまいりました。さらに、平成 22 年 10 月には当時親会社であった株式会社クレゾー（以下「クレゾー」といいます。）との合併及び黒川木徳証券株式会社（現：あかつき証券株式会社（以下「あかつき証券」といいます。))との株式交換による資本構成の再編を実施し、収益性の追求と効率的な事業運営を行える体制を構築いたしました。この資本再編により証券事業への集中を行い抜本的なグループ改革を推進する第 1 ステージが完了いたしました。

現在の当社グループは、証券事業を中心とする成長拡大の第 2 ステージと位置づけ、あかつき証券を中心とする証券事業の強化及び拡大を目指しております。

あかつき証券におきましても、平成 20 年 6 月に経営陣を刷新し、営業基盤の強化と安定した収益構造の構築を主要課題として事業の強化に取り組んでおり、強みを有するリテール営業による株式委託取引や投資信託販売の強化により、収益の拡大・多様化を図っております。

このような中、あかつき証券では顧客の信用取引の需要に対応して、順調に信用取引を増加させ、平成 23 年 6 月末では信用取引の残高を 11,268 百万円まで拡大いたしました。一方で、同社は自己資本やキャッシュの残高等を基準に信用取引の残高に関するリスク許容枠を設定しており、顧客の信用取引に関する旺盛な需要に応え、さらに成長させるためには、同社の財務基盤の強化が必要となっております。

上記のとおり、同社のさらなる営業基盤の拡大のためには、当社として長期の安定的な資金を確保する必要があり、今般、資金調達を行うことといたしました。

今回の調達資金を有効に活用することにより、当社はあかつき証券の資金ニーズに迅速及び適切に対応することが可能となります。これにより、あかつき証券の収益機会損失を防ぎ、ひいては当社グループの業績拡大及び企業価値の向上につながるものと考えております。

さらに、今回の資金調達については、財務的な観点のみならず、当社グループの中核たる証券事業との中長期的な協力関係を構築できること、資本関係を構築することが当社の社会的な信用力の向上に繋がりうることを重視しており、本日別途プレスリリースしております「マネックスグループ株式会社との業務提携に関するお知らせ」に記載しておりますとおり、マネックスグループ株式会社（以下「マネックス」といいます。）との業務提携により、あかつき証券は顧客に対してより多様なサービスの提供を行うことができるようになり、同社の業容の拡大に繋がるものと思われまます。

今般の長期資金の確保による財務基盤の安定や、割当先との中長期的な協力関係が、当社の財務的および社会的な信用の構築に繋がり、当社の今後の事業戦略における選択肢を増やし、企業価値の向上に資するものと考えております。

(2) 第三者割当による本新株予約権付社債を選択した理由

当社は今回の資金調達に際しまして、資金調達の確実性を最優先に置きながら、既存株主の希薄化への配慮や当社グループの財務基盤の強化、金利負担の観点から、様々な資金調達的手段（借入、公募増資など）を慎重に検討いたしました。

その結果、本第三者割当による資金調達方法は、当社が必要とする資金を確実に調達できる最善の手段と考えられます。また、その募集内容を本新株予約権付社債にしたことについては、当社普通株式の株価が転換価額を上回った場合、本新株予約権の行使により普通株式に転換されることで、株式の一定の希薄化が生じるものの、借入と比較し資本の拡充および財務基盤の強化が期待できることにあります。また、一般的に新株予約権の行使期間が分散されることにより、短期的に大量の株式を発行する新株発行の増資と比較し、当社株式の需給関係への影響について一定程度軽減することが期待できるなど、現時点において最良の方法であると判断したためであります。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

調達する資金の総額	発行諸費用の概算	差引手取概算額
1,021,000,000 円	9,500,000 円	1,011,500,000 円

(注) 発行諸費用の概算額は、弁護士費用 200 万円、公認会計士費用（価格算定費用等）350 万円、有価証券届出書作成費用 50 万円、その他の費用（登記費用等）350 万円を見込んでおります。なお、消費税は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
① 証券事業の強化及び拡大のための財務基盤の拡充	511	平成 23 年 9 月～平成 25 年 3 月
② 借入金の返済	500	平成 23 年 12 月

①証券事業の強化及び拡大のための財務基盤の拡充

当社の中核子会社であるあかつき証券では、平成 20 年 6 月に経営陣を刷新し、伝統的に強みを有するリテール営業による株式委託取引や投資信託販売を中心に、営業基盤の強化と安定した収益構造の構築を主要課題として取り組んでまいりました。

特に、株式委託取引の中でも、順調に信用取引を拡大させてきており、その残高ベースでは平成 20 年 3 月末日時点で 5,084 百万円であったものが、平成 23 年 6 月末時点では 11,268 百万円にまで伸び、その結果、平成 23 年 3 月期における信用取引に関する委託手数料収入（金融収益を除く）が 1,074 百万円となり、同期における委託手数料収入総額の 48.2%を占めるに至っております。一方で、同社は自己資本やキャッシュの残高等を基準に信用取引の残高に関するリスク許容枠を設定しており、これ以上の信用取引の拡大には同社の財務基盤の強化が必要になっております。

同社では、現状の信用取引残高の増加から、今後 3 年程度で信用取引の残高に関するリスク許容枠の拡大が 3,000 百万円程度必要であると考えており、当該リスク許容枠の拡大に対応するためには、長期資金として 1,000 百万円程度の資金調達が必要であります。

今回の調達資金のうち、511 百万円については、平成 25 年 3 月までを目処に同社の信用取引の残高に応じて同社に出資又は貸付（以下「出資等」といいます。）を行う予定としております。当該 511 百万円を同社への出資等に振り替えると、同社の信用取引の残高に関するリスク許容枠は、1,500 百万円程度の拡大に繋がります。

②借入金の返済

当社グループでは、上記の「①証券事業の強化及び拡大のための財務基盤の拡充」に記載したとおり、あかつき証券における信用取引等を主体とした営業基盤の拡大を行うため、①で使用する調達予定資金 511 百万円以外に 500 百万円の資金調達が必要となります。

当社は、上記の 500 百万円を調達するため、主要な借入先である株式会社アエリア（以下「アエリア」といいます。）に長期資金の確保の必要性を説明いたしました。その結果、平成 23 年 12 月末日に返済期日となる短期借入金 600 百万円のうち、500 百万円について新株予約権付社債への振り替えを依頼し同社の同意を得ております。

当該 500 百万円を短期借入金から長期の資金へ振り替えることにより、あかつき証券の信用取引の残高に関するリスク許容枠は、1,500 百万円程度の拡大に繋がります。

今回の資金調達により、当社では手元資金の流動性が高まり、あかつき証券の信用取引の残高に応じて出資等を行うことで、収益の機会損失を防ぎ、収益の拡大に繋がってまいります。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

当社グループの連結営業収益の90%以上はあかつき証券の収益によるものであり、本第三者割当により調達した資金を、当社グループの証券事業の強化及び拡大のため、あかつき証券の財務基盤の強化に使用することは、同社の営業基盤の拡大に資するものであり、ひいては当社グループの業績拡大につながるものと考えております。

また、借入金を長期の安定的な資金である本新株予約権付社債に切り替えることは、長期資金の確保により、より機動的な事業戦略の選択が可能となり、当社企業価値の向上に資するものと考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権付社債の発行価額、本新株予約権の発行価額、本新株予約権付社債の転換価額、利率等の発行条件を決定するにあたっては、当社株式の流動性、株価水準、株価変動率、本社債権者が負担することとなるクレジット・コスト等の諸要因を総合的に勘案しております。また、独立した第三者機関である山田FAS株式会社（東京都千代田区）（以下「算定機関」といいます。）に本新株予約権付社債の価格算定を依頼し、本新株予約権付社債に関する評価報告書を受領しております。

算定機関は、当社普通株式の価格変動性（ボラティリティ）及びクレジット・スプレッド等を勘案した上で、一般的に使用されている株式オプション価格算定モデルの一つである二項モデルを用いて本新株予約権の公正価値を算定しております。

当社は、本社債に本新株予約権を付することにより当社が得ることのできる経済的利益すなわち本新株予約権の実質的な対価と本新株予約権の公正な価値とを比較し、本新株予約権の実質的な対価が本新株予約権の公正な価値を大きく下回る水準ではなく、本新株予約権付社債の発行価額は、割当先に特に有利な条件ではないと判断いたしました。

それに加え、本新株予約権付社債を発行することにより調達した資金により当社グループにおける証券事業の強化・拡大を推進することによる当社の企業価値の向上が図られることは、既存株主の利益に資すると考えられ、本新株予約権付社債の発行価額は、合理性があり妥当であると考えております。

また、当社の監査役4人全員からも、当社取締役から発行要項の内容の説明を受けると共に、算定機関の算定結果及び上記の議論を踏まえ検討した結果、割当先に特に有利ではない旨の意見をj得ております。

転換価額については、直近の市場価格に基づくものが合理的との判断から、本新株予約権付社債発行の取締役会決議の直前取引日（平成23年8月17日）の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（52円）に1.05を乗じた価額（円未満の端数は切上げ）を転換価額とすることで当社と各割当先による協議のうえ、合意し決定いたしました。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

当社普通株式の現在の発行済株式総数59,458,171株（議決権数47,674個）に対して、第三者割当による本新株予約権付社債の発行により発生する潜在株式数は18,563,636株（議決権数18,561個）であり、発行済株式数に対して最大で31.22%（総議決権数に対する割合38.93%）の希薄化が生じる可能性があります。

しかし、「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期、(2) 調達する資金の具体的な使途、①証券事業の強化及び拡大のための財務基盤の拡充」において記載いたしましたとおり、本第三者割当により調達した資金を、当社グループの証券事業の強化及び拡大のため、あかつき証券の財務基盤の強化に使用することは、同社の営業基盤の拡大に資するものであり、ひいては当社グループの業績拡大につながるものと考えております。

「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期、(2) 調達する資金の具体的な使途、②借入金の返

済」においても、短期借入金を長期資金に振り替えることにより、あかつき証券の財務基盤の強化が図られるものと考えております。

さらに、今回の資金調達を契機にマネックスと締結した業務提携契約は、あかつき証券は顧客に対して、金融商品の選択に関してのより幅広い選択肢の提供を可能にするなど、同社の顧客サービスの付加価値を高めることに繋がります。Bendigo Partnes, LLC. (以下「Bendigo」といいます。)につきましても、同業他社が提供しない海外の金融商品の発掘や海外の提携先の選定などで協力関係を築くことは、当社グループの今後の成長及び企業価値向上に寄与するものと考えております。

上記内容により当社グループの企業価値が向上することは、既存の株主の皆様の利益向上に資するものと考えており、本第三者割当による本新株予約権付社債発行による潜在株式数の発生数量及び希薄化の規模は、既存の株主の皆様にとっても合理的であると判断いたしました。

6. 割当先の選定理由等

(1) 割当先の概要

(1) 名 称	マネックスグループ株式会社
(2) 所 在 地	東京都千代田区丸の内一丁目 11 番 1 号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役会長兼社長 CEO 松本 大
(4) 事 業 内 容	金融商品取引業等を営む会社の株式の保有
(5) 資 本 金	10,393 百万円
(6) 設 立 年 月 日	平成 16 年 8 月 2 日
(7) 発 行 済 株 式 数	3,196,805 株
(8) 決 算 期	3 月 31 日
(9) 従 業 員 数	(連結) 321 人
(10) 主 要 取 引 銀 行	みずほコーポレート銀行、三菱東京UFJ銀行
(11) 大株主及び持株比率	オリックス株式会社 21.1% 松本 大 8.1%
(12) 当事会社間の関係	
資 本 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社との関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。
人 的 関 係	当社取締役 1 名が当該会社の戦略企画室長を兼務しております。
取 引 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社との関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。

(13) 最近3年間の経営成績及び財政状態			
決算期	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期
連結純資産	40,066百万円	66,310百万円	71,025百万円
連結総資産	235,694百万円	374,688百万円	365,730百万円
1株当たり連結純資産(円)	17,235.10円	22,139.55円	22,154.32円
連結営業収益	24,812百万円	22,499百万円	25,227百万円
連結営業利益	5,269百万円	4,461百万円	4,741百万円
連結経常利益	5,231百万円	4,479百万円	4,990百万円
連結当期純利益	△2,144百万円	3,776百万円	1,992百万円
1株当たり連結当期純利益(円)	△928.55円	1,527.41円	647.82円
1株当たり配当金(円)	400.00円	700.00円	500.00円

※ なお、割当先、当該割当先の役員又は主要株主（主な出資者）が暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社大阪証券取引所に提出しています。

(1) 名 称	株式会社アエリア
(2) 所在地	東京都港区赤坂五丁目2番20号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役会長 長嶋 貴之 代表取締役社長 小林 祐介
(4) 事業内容	オンラインゲーム事業、ゲーム開発事業、ITサービス事業、不動産賃貸事業
(5) 資本金	236百万円
(6) 設立年月日	平成14年10月31日
(7) 発行済株式数	67,902株
(8) 決算期	12月31日
(9) 従業員数	(連結) 451人
(10) 主要取引先	一般顧客
(11) 主要取引銀行	みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行
(12) 大株主及び持株比率	長嶋貴之 23.8% 小林祐介 18.3%
(13) 当事会社間の関係	
資本関係	当該会社は、平成23年3月31日現在、当社株式を3,009,600株（当社総株主の議決権の数に対して6.31%）所有しております。なお、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。
人的関係	当社取締役1名が当該会社の代表取締役社長を兼任しており、当社の社外監査役2名が当該会社の社外監査役及び監査役を兼任しております。
取引関係	当社は当該会社より1,214百万円の金銭を借入れております。なお、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。
関連当事者への該当状況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。

(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態			
決算期	平成20年12月期	平成21年12月期	平成22年12月期
連結純資産	13,090百万円	10,996百万円	6,297百万円
連結総資産	23,509百万円	25,672百万円	7,848百万円
1株当たり連結純資産(円)	137,458.26円	119,401.32円	105,821.68円
連結売上高	11,931百万円	8,208百万円	6,361百万円
連結営業利益	△2,455百万円	△1,084百万円	66百万円
連結経常利益	△2,145百万円	△380百万円	△4百万円
連結当期純利益	△1,180百万円	△1,183百万円	△661百万円
1株当たり連結当期純利益(円)	△19,532.62円	△19,642.32円	△11,376.58円
1株当たり配当金(円)	2,000円	2,200円	2,200円

※ なお、割当先、当該割当先の役員又は主要株主（主な出資者）が暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社大阪証券取引所に提出しています。

(1) 名称	Bendigo Holdings IV LLC
(2) 所在地	c/o Gildea & Ivanis LLP, 535 Fifth Avenue, New York, USA
(3) 設立根拠等	米国デラウェア州に設立された LLC
(4) 組成目的	投資
(5) 組成日	平成22年12月29日
(6) 出資総額	300,000ドル
(7) 主たる出資者及び持分比率	Bendigo Partners, LLC. 100%
(8) 業務執行組合員の概要	
名称	Bendigo Partners, LLC.
所在地	1200 Broadway, Suite 8B, New York, New York 10001, USA
主なパートナーの役職・指名	Partner Jarrett Lilien
事業の内容	投資・コンサルタント業
出資額	437,000ドル
(9) 当該ファンドの本邦内における事務連絡先（国内代理人）の概要	該当事項はございません。
(10) 当事会社間の関係	
上場会社と当該ファンドとの間の関係	当社並びに当社の関係者及び関係会社から当該ファンドへは直接・間接問わず出資はありません。また、当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該ファンドの出資者（原出資者を含む。）との間に特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。
上場会社と業務執行組合員との間の関係	当社並びに当社の関係者及び関係会社から当該ファンドへは直接・間接問わず出資はありません。また、当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該ファンドの出資者（原出資者を含む。）との間に特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。

上場会社と 国内代理人 との間の関係	該当事項はございません。
--------------------------	--------------

※ なお、割当先、当該割当先の役員又は主要株主（主な出資者）が暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社大阪証券取引所に提出しています。

（2）割当先を選定した理由

「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期、（2）調達する資金の具体的な使途、①証券事業の強化及び拡大のための財務基盤の拡充」において記載いたしましたとおり、当社の中核子会社であるあかつき証券では、信用取引を主体として営業基盤を築いており、今後のさらなる拡大のためには、同社の財務基盤の強化が必要になっております。当社から同社に対する出資または貸し付けの可能額を拡大するために、当社において長期の安定的な資本を獲得するための資金調達が必要となっております。

今回の資金調達にあたり、財務的な観点のみならず、当社グループの中核たる証券事業との中長期的な協力関係を構築できることや、資本関係を構築することが当社の社会的な信用力の向上に繋がりうることを重視して割当先を選定いたしました。

割当先であるマネックスは、2兆円超の顧客預かり資産と百万人超の顧客数を有する日本の大手オンライン証券の1社であるマネックス証券株式会社と、米国有数のオンライン証券であるトレードステーション社を傘下にもつ、収益面、事業規模においてグローバルな個人投資家向け金融グループであります。

当社とマネックスの関係は、本年7月頃より、マネックスの戦略企画室長を兼務する当社取締役島根秀明を通じ、マネックスに対し、金融商品の調達等の業務上の協力関係を求め、提案を行ってまいりました。本日付の当社グループとの業務提携契約の締結にあたり、さらなる関係強化を目的に、同社を割当先として選定いたしました。

本業務提携契約は、マネックス及び当社グループが独自に組成・提供する投資信託・債券等の金融商品をあかつき証券が販売すること、マネックス及び当社グループによる投資助言サービス及び独自に発行する投資情報をあかつき証券へ提供すること、マネックス及び当社グループからあかつき証券に出向者を送り特に商品企画部門等の強化を行うこと、などを内容としております。

これにより、あかつき証券は、同社の顧客に対して、金融商品の選択に関してのより幅広い選択肢や、投資情報に関しての多様且つタイムリーな情報の提供が可能になり、同社と競合する対面型証券会社との差別化が図れるものと考えております。

割当先である株式会社アエリア（以下「アエリア」といいます。）につきましては、平成19年6月から平成22年2月までの間、当社の親会社に該当しておりました。同社は平成22年2月に同社の主力事業であるオンラインゲーム事業に経営資源を集中するため金融事業から撤退することを決議し、当社の親会社でアエリアの子会社であったクレゾーがトランスパシフィック・アドバイザーズ株式会社に第三者割当増資を行うことにより、アエリアのクレゾーに対する出資比率が低下し、当社はアエリアの連結子会社に該当しないこととなりました。

同社による金融事業撤退の方針を受け、当社グループは金融事業を中核事業として位置づけ、グループ戦略を機動的に推進するため企業再編を行い、当社がクレゾーを吸収合併し、株式交換によりあかつき証券を100%子会社化いたしました。当社はクレゾーとの合併により、クレゾーのアエリアに対する借入金2,614百万円（クレゾーは当社株式の取得及び新株予約権の権利行使を行うために借入）を引き継ぎ、平成22年12月に内1,400百万円を返済した結果、平成23年6月30日現在でアエリアに対し1,214百万円の借入金があります。

当社は、今回の資金調達にあたり、債権者であるアエリアに対して、あかつき証券における長期資金の必要性や今般のマネックスとの業務提携や Bendigo との協力関係構築による今後の証券事業の強化・

拡大の事業戦略等について説明を行い、同社より賛同を得ました。アエリアとしては事業としての金融事業からの撤退以降も、当社に対して債権者としての関与を行ってまいりましたが、従来の貸付金を本新株予約権付社債への投資に差し替えることにより投資リターンの向上を迫及するものであり、当社としても借入金を新株予約権付社債に切り替えることで、利息負担が軽減され負債の長期化が可能になり、さらに新株予約権付社債が株式に転換された場合には負債から株主資本に変わることでさらに財務内容が強化されることとなるため、同社を割当予定先として選定いたしました。

割当先である Bendigo Holdings IV LLC（以下「Bendigo Holdings」といいます。）につきましては、同社はファンドであるため、実質的な出資者である Bendigo について記載いたします。

当社と Bendigo の関係は、当社代表取締役工藤英人が Bendigo の経営陣と前職でビジネス上の交流があり、昨年2月より当社グループの証券事業における成長戦略全般について同社との協力関係を模索しておりました。

Bendigo は、金融サービスに関連するテクノロジーに特化した、コンサルティングに強みを持つ米国の投資会社であり、ニューヨーク、ロンドン、香港などに拠点を有しております。同社は E-Trade Financial Group の旧経営陣等グローバルな大手金融機関のプロフェッショナルで構成されており、同社の世界的なネットワークや金融業界に対する深い知識と経験が、同社との資本関係の構築を契機とした今後の交流によって、競合他社が提供できない海外の投資信託・仕組み債などの発掘や海外の提携先の選定などにおいて、当社グループの今後の成長に大きく寄与するものと考え、同社を割当先として選定いたしました。

（3）割当先の保有方針

当社は、本新株予約権付社債及び本新株予約権の行使により交付する当社株式について、割当先との間で継続保有に関する書面での取り決めは行っておりません。マネックス及び Bendigo Holdings（Bendigo Holdings はファンドであるため、実体はその出資者である Bendigo）に関しては、当社との事業上の協力関係を構築することを目指すものの、当社普通株式の株価及び当社グループの財務状況により、本新株予約権付社債及び本新株予約権の行使により交付する当社株式の譲渡を行う可能性がある旨の意見をいただいております。また、アエリアについても、同様に同社の事情によって、本新株予約権付社債を当社普通株式に転換し売却する可能性が有る旨の方針を伺っております。なお、本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認が必要となっております。

また、本新株予約権の行使の方法やタイミングについては、割当先の三社とも当社普通株式の株価、出来高並びに当社グループの財務内容及び経営状態によるとの方針を伺っております。

（4）割当先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

マネックス及びアエリアにつきましては、両社が直近に提出している四半期報告書において現預金等の流動資産の状況を確認し、Bendigo Holdings につきましては、同ファンドは Bendigo の出資に基づいて、資金が準備されることから、出資者である Bendigo の資金を確認するため、Bendigo の取引銀行である TDBank の預金明細の写し（平成 23 年 6 月 30 日付）を入手し、割当先の払込みに要する財産の存在を確認しております。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（平成23年3月31日現在）		募 集 後	
トランクパシフィック・アドバイザーズ(株)	31.84%	トランクパシフィック・アドバイザーズ(株)	24.27%
黒川木徳フィナンシャルホールディングス(株)	19.47%	あかつきフィナンシャルグループ(株)	14.84%
石川 清助	5.28%	(株)アエリア	15.51%
(株)アエリア	5.06%	マネックスグループ(株)	11.65%
木村 欣二	2.06%	石川 清助	4.03%
木村不動産(株)	1.57%	木村 欣二	1.57%
財団法人黒川古文化研究所	1.23%	木村不動産(株)	1.20%
宝天大同	1.15%	財団法人黒川古文化研究所	0.94%
満平 明	1.11%	宝天大同	0.88%
横田 和史	0.68%	満平 明	0.85%

(注) 1. 平成23年3月31日現在の株主名簿に基づき記載しております。

2. 募集後の持株比率は、平成23年3月31日現在の発行済株式総数をもとに、本新株予約権付社債において新株予約権を全て行使した場合に増加する株式を加えて算出しております。

3. 当社は平成23年8月1日付にて、商号を黒川木徳フィナンシャルホールディングス株式会社からあかつきフィナンシャルグループ株式会社に変更しております。

8. 今後の見通し

第三者割当てによる本新株予約権付社債の発行による当期業績への影響につきましては、調達した資金の活用等により業績が拡大することが見込まれますが、具体的な影響につきましては現時点では未定であります。重要な影響が発生した場合は、速やかに開示させていただきます。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

当社は当社経営者から一定程度独立した第三者による委員会（以下「独立委員会」といいます。）を設置し、独立委員会に対し本第三者割当てによる新株予約権付社債の発行を実施することの必要性及び相当性について意見を諮問し、当社取締役会に対して意見を答申することを委嘱いたしました。

当社は、独立委員会の委員として、小西克憲氏（当社社外監査役）、中西敏和氏（同志社大学法学部教授）及び進藤直滋氏（監査法人A&Aパートナーズ パートナー）の3名を選定いたしました。なお、各委員は、当社と取引や契約並びに出資などの関係が一切なく、いずれも当社経営者から一定程度独立した第三者であります。

独立委員会は、平成23年7月29日から平成23年8月17日まで合計4回開催され、本第三者割当てによる新株予約権付社債の発行を実施することの必要性及び相当性について検討を行いました。独立委員会は、かかる検討を行うに当たり、検討に必要となる資料を収集し、本新株予約権付社債発行の目的及び内容について経営陣に対してヒアリングを行い、本新株予約権付社債発行が既存株式に与える影響について、有利発行の該当性なども含め検討を行いました。

独立委員会は、上記のとおり慎重に検討を行った結果、本第三者割当てによる本新株予約権付社債の発行については、最大で38.93%の希薄化が発生する可能性はあるものの、下記の2点により、本第三者割当ての必要性及び相当性が認められるとの意見を委員全員の一致で決議し、平成23年8月18日に、かかる意見を当社取締役会に提出いたしました。

①あかつき証券において、顧客の信用取引に関するさらなるニーズに対応するためには、証券事業の特性上、将来発生する可能性があるリスクに備えるため、相応の財務基盤の強化及びキャッシュフロー

の充実を図る必要性があること。

②今回の資金調達によるあかつき証券における営業基盤の強化、並びに割当先であるマネックスとの業務提携による収益面での効果が見込まれ、希薄化によるデメリットのみではなく妥当性があること。

当社取締役会は、かかる独立委員会の意見を踏まえた上で、本第三者割当の必要性及び相当性が認められると判断し、平成23年8月18日に、本第三者割当を行う旨の決議を行いました。なお、上記の平成23年8月18日開催の取締役会において、割当先であるマネックスの戦略企画室長を兼務する島根秀明氏及び割当先であるアエリアの代表取締役である小林祐介氏は、利益相反のおそれ回避のため、本第三者割当に係る議案の審議及び議決には参加しておらず、同議案は、上記2名を除く3名全員の取締役が審議及び議決に参加し、当該3名全員の賛成により可決されております。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期
連結営業収益	1,106百万円	3,490百万円	3,352百万円
連結営業利益	△1,856百万円	△125百万円	△369百万円
連結経常利益	△1,643百万円	87百万円	124百万円
連結当期純利益	△2,283百万円	73百万円	2,097百万円
1株当たり連結当期純利益	△67.71円	2.07円	35.83円
1株当たり配当金	—	—	—
1株当たり連結純資産	182.67円	126.97円	60.26円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成23年8月18日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	59,458,171株	100%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	18,563,636株	31.2%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期
始値	87円	32円	41円
高値	121円	98円	52円
安値	23円	28円	25円
終値	32円	41円	34円

② 最近6か月間の状況

	2月	3月	4月	5月	6月	7月
始 値	33 円	37 円	33 円	38 円	40 円	51 円
高 値	37 円	43 円	41 円	42 円	74 円	61 円
安 値	33 円	25 円	32 円	34 円	37 円	51 円
終 値	34 円	34 円	38 円	38 円	51 円	51 円

③ 発行決議日前日における株価

	平成23年8月17日
始 値	53 円
高 値	53 円
安 値	51 円
終 値	52 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・株主割当による第2回新株予約権の発行

発 行 期 日	平成21年10月16日
調 達 資 金 の 額	1,011,562,860 円 (差引手取概算額)
発 行 価 額	無償
行 使 価 額	30 円
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	34,397,701 株
当 該 募 集 に よ る 発 行 株 式 数	0 株
募 集 後 に お け る 発 行 済 株 式 総 数	59,458,171 株
割 当 先	平成21年9月30日最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有する当社普通株式1株につき、本新株予約権1個を割り当てる。ただし、当社が所有する当社株式については、本新株予約権を割当てない。
当 該 募 集 に よ る 潜 在 株 式 数	当初の行使価額 (30 円) における潜在株式数 : 33,718,762 株 転換価額上限値 該当事項なし 転換価額下限値 該当事項なし
行 使 期 間	平成21年11月19日～平成22年5月14日
現 時 点 に お け る 行 使 状 況	行使済株式数 : 25,060,470 株 751,814,100 円
現 時 点 に お け る 潜 在 株 式 数	現在の残高 0 個 現在における潜在株式数 : 0 株 転換価額上限値における潜在株式数 該当事項なし 転換価額下限値における潜在株式数 該当事項なし
発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途	①金融機関等の借入金の返済充当として890百万円 ②金融サービス事業を提供する企業及び事業への投資として100百万円 ③運転資金6百万円

発行時における 支出予定時期	平成22年3月～平成22年8月
現時点における 充 当 状 況	①金融機関等の借入金の返済充当として650百万円 ②台湾金融関連企業3社への出資80百万円

11. 発行要項

1. 社債の名称	あかつきフィナンシャルグループ株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）
2. 社債の発行価額	額面100円につき100円
3. 新株予約権の発行 価額	本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
4. 本新株予約権の割 当日及び本社債の払込 期日	平成23年9月5日。ただし、本社債の払込金額が払込期日に払い込まれることを本新株予約権の割当ての条件とする。
5. 募集に関する事項	
（1）募集の方法	第三者割当の方法により、マネックスグループ株式会社（額面金額2,500万円の本社債20個）、株式会社エアリア（額面金額2,500万円の本社債20個）、Bendigo Holdings IV LLC（額面金額2,100万円の本社債1個）を割り当てる。
（2）発行価額（募集 価額）	額面100円につき100円
（3）申込期日	平成23年9月5日
（4）申込取扱場所	東京都中央区日本橋一丁目16番3号 あかつきフィナンシャルグループ株式会社 管理本部
（5）払込場所	みずほコーポレート銀行 兜町証券営業部
6. 新株予約権に関する 事項	
（1）本新株予約権の 目的である株式の種類 及び数の算定方法	本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権を行使することにより当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数は、行使された本新株予約権に係る本社債の額面金額の総額を本項第（3）号②記載の転換価額（ただし、本項（7）号によって調整された場合は調整後の転換価額）で除して得られる最大整数とする。この場合に1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。また、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。
（2）本社債に付され た本新株予約権の数	各本社債に付された本新株予約権の数は、額面金額1,000,000円につき1個とし、合計1,021個の本新株予約権を発行する。

<p>(3) 行使に際して出資される財産の内容及び価額</p>	<p>①本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、本社債の額面金額を本社債に係る本新株予約権の数で除して得られる数と同額とする。</p> <p>②本新株予約権の行使により当社が交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる当社普通株式1株あたりの価額（以下「転換価額」という。）は当初55円とする。ただし、当社の普通株式数に変更又は変更の可能性が生ずる場合は、本項第(7)号に定めるところに従い転換価額を調整することがある。</p>
<p>(4) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p>	<p>本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
<p>(5) 行使請求期間</p>	<p>本新株予約権付社債の社債権者は、平成23年9月6日から平成28年9月2日までの間、いつでも本新株予約権を行使すること（以下「行使請求」という。）ができる。</p>
<p>(6) 行使の条件</p>	<p>①当社が第7項第(8)号②に従い本社債を買入消却する場合又は当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、買入消却に合意した日又は期限の利益の喪失日以降本新株予約権を行使することはできない。</p> <p>②平成28年9月3日以降は本新株予約権を行使することはできない。</p> <p>③各本社債に付された本新株予約権のうちの一部のみを行使することはできないものとする。</p>
<p>(7) 転換価額の調整</p>	<p>①当社は、本新株予約権付社債の発行後、本号②に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。</p> $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数}}{\text{時価}} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>「既発行普通株式数」は、当社普通株式の株主（以下「当社普通株主」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合にあってはその日、当該基準日が定められていない場合にあっては調整後の転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社が有する当社普通株式数を控除した数とし、当該転換価額の調整前に、本号②から④に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式数の株式数を加えるものとする。なお、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。</p> <p>②転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>1. 本号③の2.に定める時価（以下「時価」という。）を下回る払込金額をもって</p>

当社普通株式を交付する場合（ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の転換・交換又は行使による場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、又は、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降にこれを適用する。

2. 当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後の転換価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

3. 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）又は時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降にこれを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価が確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

4. 当社が発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債を付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（取得条項付新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して当該調整前に本号②の3.又は5.による転換価額の調整が行われている場合

(i) 上記交付が行われた後の本号③の3.に定める完全希薄化後普通株式数が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後の転換価額は、超過する株式数を転換価額調整式を「交付普通株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとする。

(ii) 上記交付が行われた後の本号③の 3. に定める完全希薄化後普通株式数が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本 4. の調整は行わないものとする。

5. 取得請求権付株式等について、その発行条件に従い当社普通株式 1 株あたりの対価（本 5. において「取得価額等」という。）の下方修正等が行われ（本号②から④と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。）、当該下方修正等の後の当該取得価額等が当該修正等が行われる日（以下「修正日」という。）における時価を下回る価額になる場合

(i) 当該取得請求権付株式等に関し、本号②の 3. による転換価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の転換価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換又は行使されたものとみなして本号②の 3. の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。

(ii) 当該取得請求権付株式等に関し、本号②の 3. 又は上記 (i) による転換価額の調整が修正日前に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てを修正日時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの本号③の 3. に定める完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の転換価額は、当該超過株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。なお、ある月に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の転換価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、転換価額調整式を適用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降も同様とする。

6. 本号②の 3. から 5. における対価とは、当該株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本号②の 3. における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。

7. 本号②の 1. から 3. の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社機関の承認を条件としているときは、本号②の 1. から 3. にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株 式 数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額})}{\text{調整後転換価額}} \times \frac{\text{調整前転換価額により当該期間に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

	<p>この場合、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。</p> <p>③1. 転換価額調整式中の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>2. 転換価額調整式で使用する「時価」は、調整後の転換価額が初めて適用される日（ただし、本号②の7.の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社大阪証券取引所市場第2部における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数は除く。）とする。この場合、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>3. 「完全希薄化後普通株式数」は、調整後の転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該転換価額の調整以前に、本号②の4.に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数及び当該転換価額の調整において本号②から④に基づき「交付普通株式数」に該当するものとみなされることとなる当社普通株式数を加えたものとする。</p> <p>4. 本号②の1.から5.に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の転換価額は本号②の規定のうち、当社証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。</p> <p>④本号②の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。</p> <p>1. 株式の併合、新設分割若しくは吸収分割、当社を存続会社とする合併、当社を株式交換完全親会社とする株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>2. その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>3. 転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>⑤前各号により転換価額の調整を行うときは、当社は、調整後の転換価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権の新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>(8) 本新株予約権の行使後第1回の剰余金の配当</p>	<p>剰余金の配当（会社法第454条第5項に定められた金銭の分配を含む。）については、当該配当を受領する権利を有する株主を確定させるための基準日以前に本新株予約権の行使により交付された当社普通株式を、当該基準日において発行済みの他の当社普通株式（当社が保有する当社普通株式を除く。）と同様に取り扱うものとする。</p>
<p>(9) 行使請求受付場所</p>	<p>あかつきフィナンシャルグループ株式会社 管理本部</p>
<p>(10) 本新株予約権の行使請求の方法及び効力の発生時期</p>	<p>①本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権の内容及び数を表示し、請求年月日等を記載してこれに記名捺印した上、本項第(5)号の行使請求期間中に本項第(9)号の行使請求受付場所に提出しなければならない。なお、行使請求受付</p>

	<p>場所に対し行使に要する書類を提出したものは、その後これを撤回することはできない。</p> <p>②本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が本項第(9)号の行使請求受付場所に到着した日に発生する。</p> <p>③本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、第7項第(6)号の償還期限の定めにかかわらず、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還の期限が到来し、かつ消滅するものとする。</p>
(11) 株式の交付方法	<p>当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）及びその他の関係法令に基づき、本社債権者が指定する口座管理機関の保有する振替口座簿の顧客口へ増加の記録を行うことにより株式を交付する。</p>
7. 社債に関する事項	
(1) 社債の総額	金1,021,000,000円
(2) 各社債の金額	金25,000,000円、金21,000,000円の2種
(3) 各社債の払込金額	額面100円につき金100円
(4) 社債の利率	本社債には利息を付けない。
(5) 利息期日及び利払方法	該当事項なし
(6) 償還期限	平成28年9月5日
(7) 償還価額	額面100円につき金100円
(8) 償還の方法	<p>①本社債は、平成28年9月5日にその総額を償還する。</p> <p>②当社は、発行日の翌日以降いつでも本社債権者と合意した場合には、かかる合意に従って本社債を買い入れることができる。かかる買入れを行った場合には、当該本社債を消却するものとし、この場合において当該本社債に付された本新株予約権は、第6項(6)号①の条件に従って本新株予約権が行使できなくなるにより、その全部が消滅する。</p> <p>③償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日に支払いを繰り上げる。</p> <p>④償還金支払事務取扱者（償還金支払場所） あかつきフィナンシャルグループ株式会社 管理本部</p>
(9) 新株予約権付社債券の不発行	<p>本新株予約権付社債については、新株予約権付社債券を発行しない。なお、本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本社債又は本新株予約権の一方のみを譲渡することはできない。</p>
(10) 物上担保・保証の有無	<p>本新株予約権付社債には物上担保及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。</p>
(11) 取得格付	格付は取得していない。
(12) 社債管理者の不設置	<p>本新株予約権付社債は、会社法第702条ただし書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置しない。</p>
(13) 元金支払場所	あかつきフィナンシャルグループ株式会社 管理本部
(14) 本新株予約権付社債の社債権者に通知する場合の公告	<p>本社債の社債権者に対し公告を行う場合は、当社の定款所定の方法によりこれを行う。ただし、法令に別段の定めがある場合を除き、公告の掲載に代えて本新株予約権付社債の社債権者に直接通知する方法によることができる。</p>

(15) 担保設定制限	<p>①当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後に当社が国内で発行する他の転換社債型新株予約権付社債（新株予約権付社債のうち、会社法第 236 条第 1 項第 3 号により、新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいう。）に担保付社債信託法に基づき担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも同法に基づき同順位の担保権を設定する。</p> <p>②発行会社が、本新株予約権付社債のために担保権を設定する場合には、発行会社は、直ちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第 77 条の規定に準じて公告する。</p>
(16) 期限の利益喪失に関する特約	<p>以下の事由が発生した場合、当社は、本社債権者の請求により、本社債について期限の利益を喪失する。</p> <p>①期末又は第 2 四半期末の当社の連結純資産額が、前年同期末の連結純資産額の 50%又は 25 億円を下回ったとき。</p> <p>②当社の子会社たるあかつき証券株式会社（以下「あかつき証券」という。）の、金融商品取引法に基づき算出した自己資本規制比率が 200%を下回ったとき。</p> <p>③当社又はあかつき証券が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立をし、又は取締役会において解散（新設合併又は吸収合併の場合で、本新株予約権付社債に関する義務が新会社又は存続会社へ承継され、本社債権者の利益を害さないと認められる場合を除く。）の決議を行ったとき。</p> <p>④当社又はあかつき証券が、破産手続開始決定、民事再生手続開始決定若しくは会社更生手続開始決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。</p> <p>⑤当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。</p> <p>⑥当社若しくはあかつき証券が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。</p> <p>⑦当社若しくはあかつき証券がその事業経営に不可欠な資産に対し強制執行、仮差押若しくは仮処分の執行若しくは競売（公売を含む）の申立てを受け、若しくは滞納処分としての差押を受ける等当社の信用を著しく毀損する事実が生じ、又は当社が監督官庁より営業停止あるいは営業免許、営業登録その他事業に不可欠な許認可の取消の処分を受け、かつ本社債権者が権利保全上、本社債の存続を不適當であると認めたとき。</p>
8. 譲渡制限	<p>本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の決議による事前の承認を要するものとする。</p>
9. 上場申請の有無	<p>なし</p>
10. 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。	
11. 上記に定めるもののほか、本新株予約権付社債の発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。	
12. 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。	

以上